

自転車マナーアップ強化月間について

〔令和2年4月17日〕
〔県民活動課〕

1 目的

新年度が始まり、自転車に乗り始める小学生、自転車通学や塾通いを始める中・高校生など、自転車の交通事故が増加傾向となる5月を「自転車マナーアップ強化月間」として自転車利用者の交通事故防止に取り組む。

この取組に係るポスター、チラシを作成し、広島県、広島県警及び交通安全関係機関団体等を通じて広く県民に周知する。

2 強化月間

令和2年5月1日（金）～5月31日（日）

3 主催

広島県交通対策協議会（32機関・団体）

4 令和2年度スローガン

「歩行者を 気づかう心で 踏むペダル」

5 重点項目

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- (2) 自転車の安全性の確保
- (3) 自転車及び歩行者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

6 その他

例年は、強化月間中に「自転車安全利用街頭キャンペーン」として、大型商業施設において、広島県交通対策協議会関係者や地元高校生の参加を得て、自転車ロードレースのプロチームを招いての企画や、チラシ・グッズの配布による啓発を行っているが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、街頭キャンペーンは実施しないこととしている。

歩行者を 気づかう **心** で 踏むペダル

令和2年度広島県
「自転車マナーアップ
強化月間」スローガン



5月は
自転車
マナーアップ
強化月間

毎月1日は
自転車安全
利用の日

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

夕暮れ時・夜間はLEDライト
や反射材用品を活用して交
通事故から身を守りましょう。

広島県警察反射材活用
促進キャラクター
キラリ☆マン



万が一
に備え

自転車保険に 加入しましょう

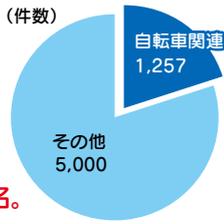
自転車保険について、詳しくは裏面をご覧ください。



広島県における自転車が関係する交通事故の状況(令和元年)

●総事故件数(6,257件)に占める自転車関連事故件数の割合

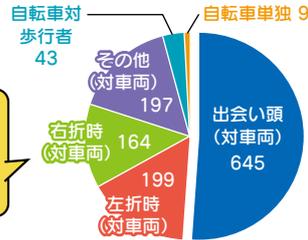
自転車関連が全体の20.1%を占める。



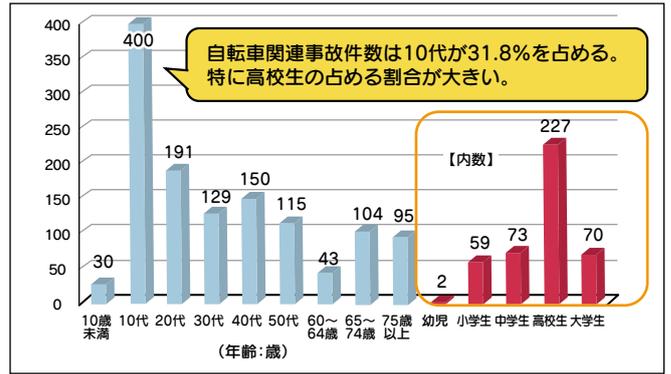
※令和元年中の自転車事故死者数は6名。

●人傷事故発生状況

事故の過半数(51.3%)は出会い頭(対車両)で起こっている。



●年齢層別の自転車関連人傷事故件数



(広島県警察本部交通企画課)

万が一に備え

自転車保険に加入しましょう



近年、自転車利用者の、赤信号無視、車道の斜め横断、夜間の無灯火、携帯電話を操作しながらの運転、下り坂でスピードを落とさず交差点に進入するなどのルール違反等により、**自転車**が加害者となる交通事故を引き起こしています。

被害者が死亡したり重篤な後遺障害が生じ、高額な損害賠償を命じられる判決が多数出されています。なかには、**9,000万円を超える**事例もあります。

自転車保険には様々な種類があり、それぞれカバーする補償内容が違います。

- 補償内容は、「自分のケガ」を対象とするものだけでなく、「相手への賠償」を含むもの(賠償責任保険)なのか、補償内容を十分確認して、加入してください。
- 自転車保険には、保険会社が提供する自転車に特化したものだけでなく、自動車保険や火災保険の特約として付帯しているもの、(公財)日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険、(一財)全日本交通安全協会の提供するものなどがあります。

禁止事項

(広島県道路交通法施行細則による)

罰則

5万円以下の罰金

- 交通の頻繁な道路での**スマートフォン等の使用禁止**
物を持つなど安定を失うおそれのある方法での運転は違反となります。
- 大音量での**イヤホン等の使用禁止**
音楽を聴くなど、安全運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転は違反となります。



自転車安全利用五則を守りましょう

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

5 子供はヘルメットを着用

2 車道は左側を通行

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認